

OSA（政府安全保障能力強化支援）に関する意見交換会
2025年2月12日 衆議院第一議員会館 大会議室

外務省との意見交換 質疑応答の概要

（注1）以下は当日の記録に基づき、NGO非戦ネットの責任においてまとめたものです。

（注2）意見交換会で行われた質疑応答を、以下の記載では質問番号（質問1～13）ごとに整理して記載しています。当日の発言順とは異なる部分があります。

出席者：

- ・NGO非戦ネット運営委員、国会議員及び関係者、会場参加者（市民、メディア関係者）
- ・外務省総合外交政策局安全保障協力課

【1】外務省から OSA の概要と現状の説明（資料参照）

（外務省説明）

- ・安全保障協力課は、OSA を担当するために昨年8月に創設された。
- ・強調したいのは、戦争を起こしたいのではなく、紛争を抑止し平和を創出するためにこの支援を行っていること。
- ・同志国の安全保障能力向上を目的とする政府の施策として、OSA は全く新しい取り組みというわけではない。防衛省・自衛隊はこれまで能力構築支援、自衛隊の中古備品の譲渡などを行ってきた。OSA は防衛装備品の新品の供与になる。
- ・米英仏独、欧州、オーストラリア、露中印も軍事支援を行っている。
- ・平和国家の基本理念を維持するため、次の3点によって制限、歯止めを設けている。
 - ▶国際紛争との直接の関連が想定しがたい分野への限定。
 - ▶防衛装備（武器）にあたるか否かを問わず防衛装備移転三原則及び同運用指針の枠内での実施。
 - ▶適正性及び透明性確保の観点から、評価・モニタリングの実施と結果の情報開示、目的外使用の禁止を含む適正管理等に関する国際約束の締結。
- ・供与機材のほとんどは民生品であり防衛装備品にあたらない。誰でも買えるといえば買えるものを供与してきた。
- ・相手国が国際約束に反した場合は原状回復や再発防止といった是正措置を求める。従わない場合には以後の支援を止めるなど厳正に対処する。
- ・こうした歯止めがあり、防衛装備品はほぼ供与していないことから、一部で批判されているような日本が支援した武器が直接的に紛争で使用され人びとが命を落とす、という事態が起きることは制度としておよそ考えられない。
- ・「非軍事原則から外れており日本への信頼が低下している」との批判を受けるが、そういう話は外務省には届いていないので具体的なエピソードがあれば教えて欲しい。

- ・ OSA について相手国からの評価は高い。
- ・ 2025 年度は 80 億円の規模。OSA は中国に対峙するための軍事支援と批判されることがあるが、2024 年度公表されている中国の軍事費は 35 兆円。OSA はその 1 万分の 1 とか 2。供与機材も武器ではない。なので相手国側も中国に対抗する支援だと受け取っておらず、色々な国々が OSA を認知してくれている。
- ・ 2023 年度の実施案件は、早いもので 2025 年春頃から相手国に到着する。

(質疑応答)

●会場参加者

他国も軍事支援を行っているとの話だったが、外務省が武器を無償で供与するスキームを他国も実施しているということで間違いないか。

○外務省

他国の事例は実施主体が外務省とか国防省とか、そうした限定ではない。

●会場参加者

外務省が実施していることを問題視している。他国の外務省が同様のスキームを持っているか確認したい。

○外務省

フランス、アメリカは外務当局が防衛装備の供与を実施していると思う。おそらくイギリスも。

【2】NGO 非戦ネットの質問書（質問 1～13）に沿って外務省からの回答と質疑応答

1. 支援対象国と支援内容の決定について

(質問 1) 実施方針には「我が国にとって望ましい安全保障環境を創出する観点から、安全保障上の能力強化を支援する意義のある国」を対象にすると記載されていますが、具体的な対象国の選定及び供与資機材の内容の決定はいつ、誰がどのように行っているのでしょうか。

「OSA の実施に際しては、国家安全保障局、外務省、防衛省等が連携する」(実施方針)とされていますが、支援決定のプロセスでこの三者はどのような役割を担っているのでしょうか。

○外務省

候補国の選定は OSA の目的に照らして総合的に判断。一律の客観的な判断基準をつくるのは難しい。日本と防衛装備品・技術移転協定や安全保障協力に関する国際約束を交わしている、あるいは自衛隊の能力構築支援の対象国になっているなどが主要判断要素であり、国家安全保障局、防衛省とは緊密に協議している。在外公館を通じて各国の意向やニーズを収集する。制度開始前から各国の要望を聞いているので情報は累積しており、どの国はどういったものが欲しいかは

体把握している。

●NGO 非戦ネット運営委員

対象国は国家安全保障局などハイレベルで戦略的に決定しているのではないか。

○外務省

実態としてボトムアップである。現場に近いところで得られた情報から決定されている。

●会場参加者

マレーシアとインドネシアはマラッカ海峡があり海上輸送の観点で一定の妥当性があると思うが、OSA は途上国が対象なのでマレーシアには違和感を覚える。ODA ではインドネシアは対象だがマレーシアは違うのでは。ホルムズ海峡も地政学的に大事でありオマーンなども対象国に入ると思うがどうか。そのあたりの可能性、妥当性、整合性について聞きたい。

○外務省

マレーシアには有償の ODA を実施している。DAC のリストでは途上国だと理解している。ホルムズ海峡周辺国については、OSA は地理的な制限がないので理論上排除しないが、中東については目的外使用を防ぐなどの要素を踏まえて考えなければいけない。日本にとって望ましい安全保障環境の創出が目的であり、日本に近接した国家のほうが対象国になりやすい。

●会場参加者

観測記事なので確実ではないかもしれないが、OSA の対象にカンボジアが入る可能性が強い。実施原則の中に「法の支配」が入っている。ODA の原則には人権の尊重、民主的政治体制、その前提となる複数政党による自由な選挙などが入っているが、OSA で法の支配という場合にその三つは入るのか。また、中国の大きな軍事支援を受けている国に対して日本が OSA で支援することもありうるのか。

○外務省

OSA 実施方針の中で、民主化の定着、法の支配、基本的人権の尊重の状況等を踏まえて判断している。それらについて特定の判断基準を示すことは困難だが、なるべく情報を収集している。その上で安全保障上のニーズ、二国間関係を勘案して決めている。

カンボジアは現時点で具体的な案件はないが、候補としては入り得る。中国からの軍事支援は OSA 対象国を決める際の考慮要素には入れていない。中国およびロシアからの軍事支援に関しては情報が断片的でどの程度受けているのか把握しきれないが、そういったことも総合的な判断の中には含まれる。最終的には、日本がその国と安全保障上の協力を強化したいというニーズがあるかどうか、その国が望ましいと考える安全保障環境とはどういったものなのか、それらを考えて決める。

●会場参加者

カンボジアに対しては、ここ 30 年の変遷をよく踏まえた上で判断をお願いしたい。中国の軍事支援は 1 億ドルとも言われている。それだけ大きな中国の援助を受けている国について、同志国

とか価値を共有する国とは言えず、対象として不適切だと考える。

2. 各国への供与資機材と、実施方針の「支援分野」との関連性・整合性について

(質問2) 2024年度のフィリピン海軍への供与資機材である「複合艇」について、外務省ホームページでは「フィリピンの海洋状況把握(MDA)能力等を向上させる」とあります。他方でマスコミ報道では「複合艇は南シナ海アユギン礁(セカンドトーマス礁)への補給任務でも活用される」(日刊まにら新聞 2024年12月6日)とあり、これは南シナ海でフィリピンが実効支配の拠点としているアユギン礁に座礁させた老朽軍艦への補給を意味すると考えられます。この補給活動を巡ってフィリピン沿岸警備隊と中国海警局の船艇間で威嚇、衝突などの事案があることはたびたび報道されています。両国が相互に軍ではなく海上保安機関の船艇を派遣することで一定の抑制が働いているとも考えられますが、そこに海軍所属である OSA 供与の複合艇が派遣され補給活動を行うことは、軍事衝突のリスクを高めることにつながります。実施方針の「支援分野」には、OSA は「国際紛争との直接の関連が想定しがた」い分野に限定されて実施されるとされ、「領海や領空等の警戒監視」等が具体例として挙げられていますが、この複合艇が上記の補給活動にあたるのであれば、こうした分野を踏み越えて紛争の要因になる可能性があるのではないのでしょうか。

○外務省

この案件も含め OSA の供与機材の具体的な用途や配備場所については、相手国政府とあらかじめ調整はしているが詳細について公表はできない。その上で、フィリピンに供与予定の複合艇はご指摘のような用途、使用場所は想定されていないことはお伝えできる。マスコミ報道については、報道のひとつひとつに個別にコメントしないのが政府の立場。

質問の中に、セカンドトーマスでお互いに海上保安機関の船艇しか出ていないという箇所があるが、南シナ海はそんな実態はまったくなく、中国海軍の船がフィリピンに対して放水・衝突して人が人も出ている。

(質問3) 2024年度のフィリピン空軍への支援は「我が国が初の完成品の防衛装備移転として納入した警戒管制レーダーの関連機材」(外務省ホームページ)と説明されていますが、関連機材とは具体的にどのようなもののでしょうか。また、この警戒管制レーダーをはじめ、2024年度はフィリピン海軍、ジブチ海軍に沿岸監視レーダーシステムを供与していますが、これらのレーダーにより得られた情報を日本の自衛隊は共有することになるのでしょうか。

○外務省

関連機材とはいわゆるスペアパーツであり、具体的には電波を送受信するモジュール、そして電源機材を想定。冒頭で OSA はほぼ防衛装備品ではないと言ったが、これが唯一の例外。三菱電機がフィリピンに移転した警戒管制レーダーが防衛装備品にあたる。もともと自衛隊のために作った機材をフィリピン軍のためにというもの。このレーダーが防衛装備品なので、その関連機材

も防衛装備品になる。

レーダーで得た情報の共有について、相手国の軍事情報になるので詳細は言えないが、現時点でフィリピンあるいはジブチに供与するレーダーから得られる情報を自動的に日本側が取得するというアレンジにはなっていない。

●会場参加者

レーダーで得た情報について、三菱電機がフィリピン軍に輸出したレーダーは、バシー海峡を通過する中国船について自衛隊と情報共有ができると新聞でも報道されていた。「自動的に共有されない」という回答は不誠実ではないか。

○外務省

お答えしたのは OSA で供与するレーダーについてであり、防衛装備移転の三菱電機製レーダーのことではない。

(質問4) 2024年度には前述のフィリピン複合艇のほか、インドネシアには高速警備艇が供与されます。2023年度には、バングラデシュ、フィジーに警備艇が供与されています。これらの船艇の支援にあたり、殺傷能力のある武器は搭載されているのでしょうか。あるいは供与後に相手国政府が武器を搭載する場合、日本政府との事前の協議はあるのでしょうか。また、実施方針での「国際紛争との直接の関連が想定しがた」い分野への限定、具体的には「領海や領空等の警戒監視」という記載に鑑みて、どの程度(機関銃・機関砲であれば口径など)の武器の搭載が認められると日本政府は考えているのでしょうか。

○外務省

これまでに供与を決定した複合艇、警備艇について自衛隊法上の武器を搭載する予定はない。今後について、OSAは防衛装備移転三原則及び同運用指針に基づいており、先日の三原則・運用指針の見直しも踏まえ、仮にOSAによって自衛隊法上の武器を搭載した機材を供与する場合は防衛装備移転三原則の5類型に該当するとして、本来業務実施や自己防護のために必要な武器かどうかを確認し、個別具体的に移転の可否を厳格審査する。本来業務実施や自己防護のため以外の武器の供与は認められない。具体的な武器の類型は、運用環境によって搭載可能な装備品の内容が異なり、移転の可否について個別判断となるので説明は困難である。

また、引き渡したあとで相手国が武器の搭載を希望する場合について、OSAでは国際約束で目的外利用を禁止し、さらに用途の詳細は別途の文書で定めるとしている。供与後に相手国が搭載する場合には、そうした規定の範囲内であるかどうかを個別具体的に判断し、仮に範囲外と認められた場合には相手国政府にただちに是正を要請し、再発防止を求めるとともに場合によっては支援停止も含めて厳正に対処する。

●NGO 非戦ネット運営委員

機銃などの武器が今後は OSA 供与の時点で搭載される可能性があるということで間違いはないか。

○外務省

今後ということになるが、そういったニーズがあれば検討していく。

●NGO 非戦ネット運営委員

相手国が武器の搭載を希望する際に、一定の範囲外であれば是正を求めるとのことだが、その範囲について例えば機銃のサイズ等の基準はあるか。

○外務省

具体的なスペックは、5 類型の中でも警戒、監視なのか輸送なのかによって本来業務とは何か異なり、また自己防護のため必要な武器のスペックはどうあるべきか、それらによって搭載可能な装備品は異なる。一般論としてお答えすることはできない。口径 76 ミリだったらどうで小さければどうといった一律の基準はない。

●NGO 非戦ネット運営委員

ODA に関する開発協力適正会議での話だが、口径 30 ミリだったら海上保安機関の標準だが 76 ミリ機関砲だと軍のスペック、という見解が外務省側から示されている。

○外務省

それはあくまで例示であって、発言した者もそれを基準として ODA を供与するという意味で言ったわけではない。具体的な武器の性能を案件の条件がない中であらかじめ申し上げるのは難しい。

(質問5) 供与された警備艇・複合艇などは、当該国と自衛隊、あるいは当該国と他の第三国との合同軍事演習に参加する可能性はあるのでしょうか。

○外務省

個別具体的に検討せざるを得ない。OSA の目的、その国に供与した目的に照らして、国家間で相談して決めることになるかと思う。状況に応じて個別で判断していくという回答になる。

●NGO 非戦ネット運営委員

相手国から、こういった軍事演習にこの装備を使用したいとあらかじめ通知されるのか。

○外務省

そこまで国際約束では定めていない。定めているのは、あらかじめ決めた目的内で資機材を使ってください、それ以外は認められないということ。定められた目的・用途以外で使う際には、そこまで約束には書いていないが相手国から日本側に言ってくるものと考えている。

●会場参加者

殺傷能力を有する防衛装備品を供与する場合、その国の誰かを殺傷する可能性はあるか。

○外務省

現在供与が決まっているものについては殺傷能力を有するものではないので、今のところはない。

将来については、「殺傷能力がある」という言い方を我々はしないが、自衛隊法上の武器を供与する可能性はある。

●会場参加者

冒頭では「ない」と発言があったので整合性がとれないと感ずる。パレスチナを取材した時に現地の方が、OSA についての言葉ではなかったが「日本もすっかり変わって戦争できる国になってしまった」と話していた。日本人として懸念している。もし日本の武器による殺傷があった場合、誰に訴えればよいのか、責任の所在を明らかにして欲しい。

○外務省

冒頭発言との整合性については、ロジックとして矛盾しない。自衛隊法上の武器を搭載する機材を供与することは制度上可能だが、日本が支援した武器が実際に直接紛争で使われて人が命を落とすという極端な事態はおよそ考えられない。OSA は国際紛争との直接の関連が想定しがたい分野に限定され、防衛装備移転三原則・運用指針に沿って厳格な審査を受け、国際約束で目的外使用の禁止を含む適正管理が定められている。だから考えられない。

責任の所在について、装備品を移転した後の維持・管理の直接的な責任は相手国政府にある。日本政府としては、国際約束で義務づけた内容への違反があった場合には相手国に責任を問う。

●会場参加者

国際社会として供与する側の責任は問われないという認識なのか。

○外務省

供与の時点で、OSA の目的にかなう形で相手国と国際約束を結び供与している。その合意に反して使用された場合の責任は相手国にある。

3. 「実施上の原則」について

(支援対象国の経済社会状況等の検討)

(質問6) 実施方針では、対象国の選定は「相手国における民主化の定着、法の支配、基本的人権の尊重の状況や経済社会状況を踏まえた上で、我が国及び地域の安全保障上のニーズや二国間関係等を総合的に判断して」行うとされています。2022年の政権交代後も市民活動家などへの人権弾圧が国連で報告されるフィリピンの状況について、OSA 対象国に選定される過程ではどのように「踏まえ」て、どのような「総合的な判断」がなされたのでしょうか。

○外務省

特定の判断基準を示すことは難しいが情報収集を行い、安全保障上のニーズ、二国間関係を総合的に勘案して判断している。フィリピンは安全保障に関して戦略的パートナーと位置付けている。防衛装備品・技術移転協定も締結していて、警戒管制レーダーを納入している。日本にとって重要なシーレーンに面しており、そこでの警戒監視力の強化、海洋状況把握能力の向上は日本にとっても重要性が高い。そういった点と、人権状況などを踏まえて総合的に判断する。少なくとも

これまでのフィリピンへの OSA 案件であるレーダーや複合艇は目的や対象の主体、どういう効果があるかを考えてフィリピンの人権状況の悪化を招くものではないと判断している。質問者に聞きたいが、ドゥテルテ政権時代の国家警察による人権弾圧はよく聞くが、マルコス政権になってから国軍によるフィリピン国内での人権弾圧について情報があれば教えて欲しい。

● NGO 非戦ネット運営委員

マルコス政権になってなくなったわけではない。国家警察が中心ではあるが、フィリピンの支援団体から、フィリピン空軍が反政府的な地域に爆撃を実施していることも聞いている。OSA 供与の資機材が直接的に人権弾圧に使われているわけではなくとも、軍の強化にはなるし、レーダーは空爆への支援にも使える。そういったリスクについてどのように検討したのか。

○ 外務省

これまで供与した機材については人権状況の悪化を招くものではないと考えている。今後については今うかがった話も踏まえて様々な要素をもとに検討していきたい。

● 会場参加者

防衛装備移転三原則では日本が締結する条約等への違反行為があった場合には適格から外すことになっている。フィリピンについては、ドゥテルテ前大統領のダバオ市長時代の人権に関する犯罪に対して、ICC の調査への協力を政府が拒否する声明を公開している。それは違反にあたらぬのか。

○ 外務省

私の認識ではフィリピンは適格から外れることはない。三原則では「当該移転が我が国の締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合」に移転が禁止されることになるが、それには該当しないと考えている。

● 会場参加者

相手国が違反している場合に移転を禁止するのではなく、移転そのものが違反する場合のみを想定しているのか。相手国が、日本が締結する条約に違反していても構わないのか。

○ 外務省

状況にもよるが、防衛装備移転三原則の条文上は移転そのものが違反する場合に限られる。

(質問7) 供与対象国の経済社会状況は、2023 年度対象国のバングラデシュのように、供与実施後に大きく変化する可能性があります。対象国ではありませんが、ミャンマーのような軍事クーデターが勃発する可能性も否定できません。供与した資機材が、相手国の軍によって当初の想定とは違う内戦や治安弾圧の目的に使用されるリスク、あるいは防止策をどう考えているのでしょうか。

○ 外務省

将来的な政権交代の可能性や安全保障政策への影響なども検討しながら支援の実施を判断している。実施にあたっては目的外使用や第三者移転に係わる適正な管理を国際約束により相手国に義務付け、用途の詳細は別途文書で定め、資材の到着後も適切なモニタリングを想定している。仮に相手国で政権交代が起きても、国際約束なのでこれらの点は確保される。仮に目的外使用など約束からの逸脱があれば、是正勧告、支援の停止など厳正に対処する。

●会場参加者

民主的な国であれば選挙で政権交代がある。クーデター等での政権変更もありうる。外務省が同志国と認めた場合でも、数年後に状況が変わり同盟関係が変わる可能性もある。そういう場合について全く考えられていないことに懸念を覚える。

○外務省

国際情勢の中で各国の状況が変わり得るのはご指摘の通り。こういう制度を立ち上げた以上、総合的に、様々な要素を勘案して候補国を検討していくしかない。そこはしっかりやっていく。政権交代に関しては、国際約束は政権交代後の相手政府も縛るものである。

●会場参加者

ミャンマーでの軍事クーデター後、日本政府が承認する政体がないにも関わらず ODA が続いているという問題がある。こういうことが起こり得ることを真剣に考えて欲しい。

○外務省

そこを真剣に考えた上で、国際紛争との直接の関連がない分野に限定して支援する制度になっている。

●会場参加者

供与実施後に政権が変わるという点で、実際にバングラデシュは政治が大きく変わり、その過程で多くの方が殺害された。外務省が対象国として選定した際の「民主化の定着、法の支配、基本的人権の尊重」という見立てが明らかに間違っていたと実証されたケース。OSA の実施例としては失敗だった、適切ではないという総括がなされるべきと思うが、そういった総括を外務省はしているのか。していないなら今後も同じことが続くと思う。フィリピンに供与し続けているのはその表れ。バングラデシュの対象国選定は具体的にどのようになされたのか。

○外務省

バングラデシュに供与を決定したのは警備艇。ご指摘のとおり昨年 8 月に首相が退陣し暫定政権が成立した。海洋安全保障への寄与が OSA の目的なので、現時点でそこに支障は生じていない。日本政府の立場として、暫定政権のもとで平和裏に民主的な政権移行が実現すること期待して今後とも戦略的パートナーシップのもと両国関係を発展させていきたい。政権交代の引き金となった抗議デモの発生には軍は関与していないと認識している。

●会場参加者

OSA 供与の判断の前提となるバングラデシュの人権状況の見立てが間違っていたという総括はな

いのか。あれだけ抑圧的で多くの学生を殺害した政権を、民主的であると判断して支援したのは間違っていたのではないか。

○外務省

そういった総括はしていない。その時点で総合的に判断して供与を実施し、それは今も変わっていない。現時点で警備艇の供与を停止するという判断にはならない。

(適正性、透明性の確保)

(質問8) 実施方針では「適切な情報公開を行う」と示され、2023年6月に行われた市民団体との意見交換の際には情報公開を「外務省ウェブサイトで行う」との説明がありました。しかしその後、ウェブサイトには入札公示案件や実施案件の情報を除いて情報は掲載されていません。何を、いつ公開する予定でしょうか。また、2025年1月に安全保障協力課がSNSにてOSAの情報発信を開始しましたが、そこでは今後どのような情報を発信する予定でしょうか。

○外務省

支援の透明性確保は重要。政府として情報公開に努めるとともに国会の場を含めてしかるべく説明責任を果たしたい。SNSは1月からやっている。今後ホームページやSNSで出していく内容は、制度の内容、現在の実施案件、国際約束締結など。国際約束の中身は官報に掲載される。事前調査をどの国でやるか、入札の公示情報なども発信する。機材の到着後は評価やモニタリングを実施し、その結果についても相手国の軍事機密にあたらぬ内容について公表していく。

● NGO 非戦ネット運営委員

事前調査の内容は公開されるのか。

○外務省

事前調査は公開を想定していない。

● NGO 非戦ネット運営委員

事前調査に関して、ODAの案件ではJICAウェブサイトですべての事前調査表が公開され、外務省ウェブサイトよりも詳しい内容を見ることが出来る。そのような公開は考えていないのか。

○外務省

事前調査の公開は考えていない。ODAは相手国の経済社会開発支援。協力の実施主体がNGOを含め多様で対象分野も広いなかで、開発協力適正会議も含めて様々な対話の機会に情報を出すことができる部分が多い。OSAは相手国の軍の運用や日本との安全保障協力の今後の方向性など含めて出しにくい情報が含まれ、相手国に対して支援が決まっていないう事前調査の時点で出すのは難しい。ODAでどのようにしているのか把握していないが、相手国と合意されていない段階で情報公開できないのは普通ではないか。ODAが計画段階でなぜ公開できているかがわからない。

● NGO 非戦ネット運営委員

それは外務省内で確認していただきたいが、事前調査は日本が勝手にやっているのではなく相手国と協議の上のはず。OSAによって人を殺すことはない、ということを私たち市民が確認するために情報公開は大切であり、事前調査の内容の公開も検討していただきたい。

(質問9) 実施方針では「評価・モニタリングを適切に実施し、その結果を適切な形で公表する」と示されていますが、誰が、いつ、何をどのような基準で評価・モニタリングを実施するのでしょうか。また、結果はどのような形で公表するのでしょうか。

○外務省

モニタリングは相手国に協力を義務付けている。案件実施時に相手国政府、在外公館、調達代理機関の三者でコミッティという会議体を立ち上げ、政府間の政策協議も行う。これらによって機材の使用状況を確認する。その上で、引き渡しの1年後に瑕疵検査、2年後に評価とモニタリングを行う。在外公館員が現地調査に行き、供与資機材が当初の計画に従ってあらかじめ定められたエンドユーザーによって適切に利用されているか、当初の想定にある効果が出ているか等を確認する。そして可能な範囲でホームページにて公開する。

●NGO非戦ネット運営委員

モニタリングについて、相手国の関係機関との協議だけでは確認できない。供与した機材が南シナ海での領有権争いの関連で使われているのか、人権弾圧に使われていないか、といったことは例えば船であればどういう海域でどういう行動をしているのかのデータがなければ分からない。どの程度、そういったモニタリングをするのか。

○外務省

実際に大使館員が行ってモノを確認する。調達代理機関も確認する。ある程度定期的に行う。相手国の提供情報だけでなく、実際に行ってみる。国際約束で定めた目的の外での使用がないかどうかも確認する。

●NGO非戦ネット運営委員

調達代理機関が確認するのは機材の不具合の有無ではないか。軍事作戦、軍事行動としてどんな使用がされたか、レーダーであれば実際にどう使われているのか、そうしたモニタリングをしなければ目的外使用は分からない。

○外務省

調達代理機関がおこなうのはご指摘の通り瑕疵検査だが、その時にどのように使われているかも確認できる。もっと広い意味でのモニタリングと評価は大使館員、駐在武官に行ってもらい実施する。

●会場参加者

モニタリングについて、ODAの場合は、モニタリングを待たずとも問題に気づくメカニズムがある。OSAの場合にそれはどう考えているか。

○外務省

モニタリングよりも前の確認について、今のところそのような仕組みはない。ご指摘を踏まえて考えてみたいが、まだ資機材が届いておらず、届いたらモニタリングの制度を構築したい。

●会場参加者

相手が軍だとりわけ通報や内部告発をしにくい状況がある。隠ぺいを防ぐために、ODA 以上に仕組みを工夫する必要がある。

●会場参加者

目的外使用のモニタリングは大使館員が行うという認識で合っているか。その場合、十分にモニタリングができるのか。フィリピンでは労働運動や人権を求める活動をしている市民が軍に殺される事案があり、自分が殺されることを恐れて日本に逃げてきた方々を自分は取材してきた。しかし軍に殺されたことの裏付けを取るのは非常に難しい。それらをフィリピン側が隠蔽し、供与された武器は使っていないと言った時に、どこまでチェックできるのか。モニタリング要員にどこまで調査能力があるのか非常に懸念を覚える。

○外務省

軍事的な機密にも関わり得るのでモニタリングは大使館員が実施する。軍には隠蔽体質があるという指摘があったが、それも踏まえてしっかり調査していきたい。

●会場参加者

ODA の場合、モニタリング期間はプロジェクト終了後の 2~3 年という理解だが、OSA の供与資材の寿命は長いと思う。機材が使用されている間はモニタリングを継続する必要があると思うが、どう考えているか。

○外務省

2 年を超えたモニタリングの実施は具体的に考えていないが、考えてみる。

(質問 10) 実施方針では「供与する資機材や整備するインフラ等の供与後の目的外使用や第三者移転に係る適正管理の確保を義務付ける」と記載されています。これは、目的外使用や第三者移転を禁じる旨を国際約束(交換公文)に記載すると理解してよいのでしょうか。「目的外使用」に関して、例えば ODA において相手国の軍・軍関係者に資機材を供与する場合には「軍事目的での使用」が「目的外使用」にあたるため、軍事目的での使用を行わない旨が交換公文に記載されます。しかし OSA の場合、「目的外使用」とは具体的にはいったい何を指し、交換公文にはどのように記載されるのでしょうか。

●NGO 非戦ネット運営委員

どこを踏み越えれば目的外となるのか。想定しうる目的外使用の具体例があれば教えていただきたい。

○外務省

目的外使用の例をあげること自体が適切でないが、交換公文には、情報収集、警戒監視、偵察、輸送、法執行、人道的援助、というように分野が記載されている。そして計画の詳細についてはあらかじめ両政府の関係当局が作成する文書で定められるので、もう少し細かいことが書かれる。交換公文では、目的外使用の禁止、それがあつた場合には必要な措置を取る旨が記載されている。例えば、情報収集・警戒監視のために使うとされたものが明らかにそれ以外の用途が確認された場合には目的外使用になる。

● NGO 非戦ネット運営委員

定められた分野が拡大解釈されて使われることに懸念がある。

(質問 1 1) 適正性、透明性の確保の方法として、ODA においては外部有識者が実施前の案件をチェックする「開発協力適正会議」が 2 か月ごとに開催され、また「NGO・外務省定期協議会」の枠組みの中では「ODA 政策協議会」が年に 3 回実施され、ODA 政策に関する外務省と NGO との政策協議の場になっています。OSA についても、このような外部によるチェックや市民との政策協議の場を設けるべきと考えますが、外務省の考えをお聞かせください。

○外務省

ODA と OSA は全く異なる枠組みで、同様にはできない。ODA は NGO を含め実施主体が多様で、分野も経済開発分野で幅広い。その知見も NGO を含む民間に広く存在する。対話の機会を通じて事業の妥当性などを確認し、ODA の質の向上を図る目的で開発協力適正会議も行っている。それに対して、OSA は対象分野が安全保障に限られ、情報の性質として日本と相手国の安全保障政策と相手国の軍の運用に関わるものが含まれる。その性質から、広く一般から意見聴取して案件形成をしていく形式にはなじまない。そういった点を踏まえて、基本的には安全保障分野の知見が蓄積している関係省庁と議論して案件形成をしていく。他方、説明責任の観点からこういった機会に話をしたり有識者の意見を伺っているので、そういったものを活用して案件作成をしていきたい。

● NGO 非戦ネット運営委員

現時点では NGO 外務省定期協議会のような対話の場は考えていないということか。

○外務省

今回の意見交換会には出席させていただいており、こういった機会に呼んでいただいたら出るのが基本と考えている。

● NGO 非戦ネット運営委員

今後も定期的を開催させていただくと思うので、出席をお願いしたい。

4. 資機材の調達について

(質問 1 2) 供与される資機材の調達について、調達代理機関についてはどちらの企業あるいは機関と契約を結んでいるのでしょうか。相手国及び調達代理機関が実施する資機材の入札は、公開入札でしょうか。

○外務省

調達代理機関は企画競争入札で、令和 5 年度については 4 案件とも日本国際協力システム (JICS) が実施している。令和 6 年度はまだ確定していない。資機材についてはホームページで調達手続き実施要項を出している。一般競争入札を原則にしている。

5. OSA に関する周辺国の反応について

(質問 1 3) 基本方針には、「我が国にとって望ましい安全保障環境の創出及び国際的な平和と安全の維持・強化に寄与することを目的として」OSA を実施すると記載されています。望ましい安全保障環境の創出には日本の近隣国・周辺国との良好な関係が必要ですが、OSA の導入・拡大に関する近隣国・周辺国の反応はどのようなもののでしょうか。最も近距離に位置し OSA 対象国ではない韓国、中国の反応も含めてご説明ください。

○外務省

韓国・中国政府が公開の場で OSA に何か言及したことは確認していない。我々が内々の協議の中で何か言われたというのも聞いていない。冒頭話した通り、中国がそんなに気にするような話ではない気はしている。東南アジア諸国、太平洋島嶼国は歓迎のスタンスがほとんどで、今後協力する国は増えていくものと思われる。

(全体を通しての質疑)

●会場参加者

外務省が考える OSA の最大のリスクは何か。

○外務省

OSA を何故実施しているかに関わるが、日本をめぐる安全保障環境が悪化する中でどのように平和を作っていくかを考えた時に、色々な方法はあるが、基本的には抑止力を高めることである。抑止力とは誰かに何かをさせないための力なので、性質上防衛的なもの。日本の抑止力を高め、地域諸国の抑止力も高めることをもって紛争が起こらないようにする。平和を創出する。日本はそこに貢献したい。

OSA をやる場合でもやらない場合でも、最大のリスクは、OSA の供与した機材に関わるか関わらないかにかかわらず、この地域で紛争が起こること。それが外務省として最も見たくないもの。それは OSA での供与がなかった場合でも、供与した場合でも起こりうること。これは安全保障のジレンマ。

●会場参加者

NGO からの真摯な質問に対して、ほぼすべて問題ありませんとの趣旨だったので大変気になった。ぜひリスクも織り込んだ緻密な政策を実施してもらいたい。

●会場参加者

戦前の日本、例えば商工省や軍は同様の支援を行っていたか。

○外務省

詳しく調べたことはないが、ほかの国への武器の供与というより、日本軍はより直接的に東南アジアに出ていったと思う。

●会場参加者

驚いたのは「同志国に供与」という点。同志国というのは軍事的意味合いを含んでいると受け止められる。同志国であるかないかの線引きは、民主主義、法の支配が実施されているかという観点なのか。中国、ロシア、北朝鮮は同志国ではないと既に線引きがなされているのか。

○外務省

日本政府は同志国、英語では like-minded countries、とよく使っているが、軍事的な意味合いは込めていない。一般的な意味としては、ある外交課題について目的をともにする国として用いられている。いずれの国が同志国となるかは当該目的に照らして個別に判断する。

(最後に)

●NGO 非戦ネット運営委員

外務省の皆さん、ご出席いただきありがとうございました。

フィリピンでの人権抑圧の実態についてマルコス政権になってからどうなのかという話が出ていたが、会議中にフィリピン関係の活動をしている NGO から情報をいただいたので補足する。フィリピンの人権団体がまとめた報告書によれば、国内での爆撃に関しては、2016 年から 2022 年のドゥテルテ政権時代の 37 万 8 千件に対して 2022 年以降は 4 万 4 千件、減ってはいるが依然として続いている。無差別発砲については 2 万件に対して 6 万件とこちらは増加している。爆撃に関しては空軍が関与しており、その空軍に OSA でレーダー供与をしている。人を殺すというのは極端な例という話をされていたが、極端な例とは考えていない。現実は今起きているし、アジアの緊張が高まる中でいつ起きてもおかしくない。そういう意味でモニタリングは非常に重要だが、そのあり方について私たちは懸念している。

こうした意見交換を今後も是非続けていただきたい。

ご参加の皆さん、ありがとうございました。NGO 非戦ネットとして継続して取り組んでいきたいので引き続きよろしく願いいたします。

以上